

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人正清会（以下「この法人」という。）の定款に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、評議員会、理事会、監事監査、評議員選任解任委員会、その他の会議への出席及び研修への参加等（以下、「職務」という。）の執行に伴い発生する交通費、出張旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員に対しては、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事のうち、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者については、報酬を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の理事及び監事の報酬月額、別表第1「役員報酬」に定めるとおりとし、評議員会の承認を得て決めるものとする。

- 2 評議員の報酬は、別表第2「評議員報酬」に定める額とする。
- 3 社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、この法人の経営状態その他の事情を考慮するものとする。

(支給時期)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前営業日とする。

- 2 報酬等は、本人の同意を得たうえで本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに役員及び評議員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員及び評議員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員及び評議員が死亡によって退任した場合においては、その月までの報酬を支給する。
- 5 日割り計算により、算定金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員に対して第2条第1項第4号に規定する費用を支払うことができる。

2 前項の費用は、第5条の規定に基づき、その月の報酬と合わせて支給するものとする。ただし、費用の発生しない月においては、費用は支給しないものとする。

3 交通費の額その他費用の額については、別表第3「費用支給基準」に準じて算定する。

(報酬等の支給基準の公表)

第8条 この法人は、当該規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1「役員の報酬」

	報 酬 額	備 考
理 事 長	月額 100,000円	毎月支給
法人事務局付理事	月額 50,000円	毎月支給
理 事	月額 10,000円	毎月支給
監 事	月額 10,000円	毎月支給

別表第2「評議員の報酬」

	報 酬 額	備 考
評 議 員	月額 5,000円	毎月支給

別表第3「費用支給基準」

	交 通 費		出張旅費 (研修参加等)	その他 手数料等
阿知須地域及び佐山地域 に在住の役員及び評議員	支給しない	必要に応じて タクシー利用 若しくはタク シー代を支給 する	旅費規程による	実費
阿知須地域及び佐山地域 以外に在住の役員及び評 議員	最寄のJR駅から阿 知須駅までのJR往 復運賃		旅費規程による	実費
理事(法人職員)	支給しない		旅費規程による	実費

*上記の費用は、職務の執行に伴い発生したその都度に算定する。